

# グローバルサウスとの連携強化 に関する提言

2024年4月16日

一般社団法人 日本経済団体連合会

# 目次

1. 国際情勢と日本の課題	1
(1) 国際情勢	1
(2) 日本の課題	2
2. グローバルサウスとの連携強化の必要性と留意点	3
(1) 連携強化の必要性	3
(2) 連携強化にあたっての留意点	5
3. 連携強化のためのツール	7
(1) 総理等のトップ外交	7
(2) 官民フォーラムの開催	7
(3) 質の高いインフラシステムの展開	8
(4) 経済協定の締結等	9
① 経済連携協定・自由貿易協定（EPA／FTA）等	9
② 投資協定	10
③ 租税条約	10
④ 社会保障協定	11
⑤ 二国間クレジット制度（JCM）	11
⑥ WTO改革	12
(5) 国際ルール・国際標準の形成	12
(6) 第三国との協力	13
① 第三国と協力して市場を開拓	13
② 第三国と協力して資源等を共同調達	13
③ 第三国等と協力してファイナンスを供与	13
④ 第三国と協力して規格・ルールを横展開	14
(7) ファイナンスの拡充	14
(8) スタートアップの振興	15
(9) プロジェクトの継続的支援	16
(10) 法整備等の支援	17
(11) 人材の交流	17
4. 主要国・地域別の方針策定	18
(1) アジア	18
① インド	18
② ASEAN	19
(2) 中南米	21
(3) アフリカ	22
(4) 中東	23
(5) 中央アジア	24

## 1. 国際情勢と日本の課題

### (1) 国際情勢

米中二大国間の競争と対立、長引くロシアによるウクライナ侵略、深刻化が懸念される中東情勢など、世界は対立、分断の色を濃くしている。これらは、サプライチェーンの分断、投資の国内回帰、食料・資源・エネルギー供給の不安定化等を引き起こし、当事国・地域のみならず、グローバルサウス<sup>1</sup>と称される途上国・新興国地域にも大きなマイナスの影響を及ぼしている。また、国際機関等が担うべきグローバルなガバナンスは、こうした事態に十分に対処できておらず、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序は危機に晒されている。

一方、世界では、地球温暖化に起因すると考えられる気象災害が頻発するとともに、環境汚染・乱開発等によって生態系の崩壊が進んでいる。また、強制労働・児童労働等の人権抑圧が未解決のまま続いている。加えて、度重なる紛争による民間人の被害が増加するとともに、国内外で格差が拡大している。こうした事態を背景に、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）21において採択されたパリ協定や国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等の国際規範が形成され、持続可能性（サステナビリティ）の確保に向けた努力が積み重ねられている。一方、タクソノミーやデューデリジェンスといった手法は、ややもすると根本原因から関心を逸らし、問題を放置する結果につながりかねない。上記の社会課題の解決にあたって、特にグローバルサウスの視点に立った真に包摂的かつ継続的なアプローチが求められる所以である。

以上と並行して、グローバルなパワーバランスがグローバルサウスへとシフトしている。先進国の集まりであるOECD加盟国が世界経済に占める割合は、冷戦終結後の1990年（24か国）の82.2%から、2022年（38か国）には59.0%

---

<sup>1</sup> 「グローバルサウス」という呼称を使用することの問題点について多くの指摘がなされているが〔例えば、田中明彦「中国には毅然と、新興国には誠実に」『Voice』（2023年11月号）参照〕、ここでは途上国・新興国の総称として用いる。

にまで低下している<sup>2</sup>。一方、2050年にはGDP上位10か国中3か国が、2075年には6か国がグローバルサウスの国々になると予測されている<sup>3</sup>。

## (2) 日本の課題

翻って日本では、人口減少が続いており、少子化対策や外国人受入れの着実な推進が求められる一方、その効果が表れるのにはかなりの時間を要すると考えられる。少なくとも、それまでの間は国内市場が縮小していくことを前提に必要な施策を講ずる必要がある。

即ち日本としては、サプライチェーンの分断、外国による経済的威圧行為など経済安全保障上のリスクに適切に対処するとともに、カーボンニュートラルの実現等に取り組みながら、特定国・地域に過度に依存しない形で「リ・グローバル化」<sup>4</sup>を進めることによって、出来る限り自由な貿易・投資を通じて海外の活力を取り込むことが不可欠である。また、食料（飼料を含む。以下同じ）・資源・エネルギーの安定的な供給を確保する観点から、サプライチェーンの強靱化に向けた連携の輪をグローバルサウスの国々にも広げていく必要がある。

さらに、日本は、自らが依拠してきた法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が不安定になっている今こそ、その再構築に取り組む必要がある。加えて、いわゆる課題先進国として、その知見と経験をグローバルサウスが直面している社会課題の解決に活かしていく必要もある。こうした地道で誠実な取り組みを

---

<sup>2</sup> 世界銀行のデータから算出（米国ドルベース）

<sup>3</sup> ゴールドマン・サックス社「グローバル・エコノミクスペーパー—2075年への道」（2022年12月）

<sup>4</sup> オコンジョ・イウェアラ 世界貿易機関（WTO）事務局長は、フォーリンアフェアーズ誌への寄稿の中で、グローバル化による相互依存の深化自体は非難されるべきものではなく、特定国への過度の依存こそが問題であり、それを回避する形で「リ・グローバル化」の必要性を提唱

（Ngozi Okonjo-Iweala “Why the World Still Needs Trade: The Case for Reimagining - Not Abandoning - Globalization” Foreign Affairs Vol.102, No.4 (July/August 2023)

〔和訳は「グローバル化の改善と再設計を貿易が依然として必要な理由」『フォーリン・アフェアーズ・レポート』（2023年8月号）〕

通じて、国際社会、特にグローバルサウスから「必要な国」として選ばれることが求められている。

こうしたなか、日本政府は、2023年10月に「グローバルサウス諸国との連携強化推進会議」（議長：内閣官房長官）を設置し、本年春を目途にグローバルサウス諸国との連携に向けた方針の取り纏めを予定している。また、自由民主党も「日・グローバルサウス連携本部」を設置し、グローバルサウスとの関係強化に向け、日本政府の方針取り纏めを後押しすべく、検討を進めている。これら動向を踏まえ、グローバルサウスとの連携強化に向け、以下提言する。

## 2. グローバルサウスとの連携強化の必要性和留意点

### （1）連携強化の必要性

日本がグローバルサウスとの連携を強化するにあたっては、以下の三つの視点が重要である。

第一に、日本の国益確保という視点である。グローバルサウスは、2050年には世界人口の2/3を占めると予測されており、その活力を取り込むことができるか否かは、日本にとって死活的である。

また、日本に乏しい食料・資源・エネルギーが豊富なグローバルサウスは、それらの安定的な供給の確保、即ち経済安全保障の確保という観点からも不可欠なパートナーである。例えば、日本は主要穀物の多くを輸入しているが、とうもろこし（主に飼料用）は約100%輸入のうち26%を、大豆は93%輸入のうち15%をグローバルサウスに依存している<sup>5</sup>。また、今後、需要拡大、天候不順などにより、日本が必要とする量の輸入が困難となる「買い負け」リスクが拡大する恐れがある。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大等を受けて多くの国が農産物・食品の輸出規制を実施したことも記憶に新しい。鉱物資源については、ほぼ100%を輸入に依存しており、例えば、リチウムにおいては34%を、

---

<sup>5</sup> 農林水産省「我が国の穀物輸入等をめぐる情勢」（2023年4月）参照。とうもろこし26%の内訳はブラジル15%、アルゼンチン7%、南ア4%。大豆15%は全量ブラジル

ニッケルにおいては 30%をグローバルサウスに依存している<sup>6</sup>。エネルギーについては、原油はほぼ 100%海外に依存しており、うち中東に 94%を依存している。天然ガスも 100%近くを海外に依存しており、約 40%をグローバルサウスから輸入している<sup>7</sup>。

以上に加えて、グローバルサウスの国々との連携により、当該国が競争力を有する分野における現地企業とのパートナーシップを通じて現地で実証・実装された技術を日本においても実装することによって、日本企業の技術力の向上や日本における新たな事業・サービスの創出につながり、ひいては持続的成長にも寄与することが期待される。

第二に、国際秩序の維持・強化という視点である。経済成長が見込まれるグローバルサウスは、国際場裡における地位も確実に向上していくものと想定され、そうしたグローバルサウスと連携を強化することは、わが国が拠って立つ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に不可欠である。現に世界最多の人口を誇るインドは、「グローバルサウスの声サミット」(2023年1月、11月)を主催するとともに、2023年のG20議長国としてアフリカ連合(AU)のG20参加を実現させるなど、グローバルサウスの発言力向上をリードしている。また、G20は2022年から2025年にかけてグローバルサウスの代表的な国々が議長を務めることになっており<sup>8</sup>、グローバルなガバナンスにおける存在感を一層高めていくものと想定される。

他方、ロシアによるウクライナ侵略を明確に非難せず、態度を曖昧にする国も多いのが現実である。また、本年1月にBRICSは、エジプト、エチオピア、イラン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)を加えた10か国となり、GDPで世界の約28%、原油生産量で約44%を占め、一つの極を形成し

---

<sup>6</sup> 資源エネルギー庁「日本のエネルギー」(2024年2月)参照。リチウム34%の内訳はチリ25%、アルゼンチン9%。ニッケル30%の内訳はマダガスカル22%、ニューカレドニア8%

<sup>7</sup> 同上参照。原油はサウジアラビア39%、UAE38%、クウェート8%、カタール7%等。LNGはマレーシア17%、パプアニューギニア5%、ブルネイ5%、カタール4%、インドネシア4%、オマーン4%等

<sup>8</sup> 2022年インドネシア、2023年インド、2024年ブラジル、2025年南アフリカ

つつあり、こうした動きに対しても十分な注意を払う必要がある。なお、こうした諸国についても、G7等で合意した共通理念などを個別に説明・共有しながら、連携の輪を拡大していくべきである。

第三に、グローバルサウスが直面する社会課題の解決という視点である。グローバルサウスとの連携強化にあたっては、各国・地域が抱えている、自然災害、紛争、難民、食料・医療不足など深刻な社会課題に対して、日本および日本企業として正面から向き合い、その解決に貢献することが求められる。そうすることは、地球規模のサステナビリティの向上にも貢献することになる。

なお、国際秩序の維持・強化やグローバルサウスの社会課題の解決のいずれも、最終的には日本の国益につながっていくものと考えられる。

## (2) 連携強化にあたっての留意点

グローバルサウスとの連携強化にあたっては、以下の七点に留意する必要がある。

第一に、グローバルサウスと一言に言っても、資源・エネルギーの賦存状況、政治体制および経済・社会情勢等は国・地域によって区々である。したがって、連携強化にあたっては、主要国・地域別に方針を打ち立てる必要がある。

第二に、グローバルサウスの全ての国と連携を強化することは現実的でも、効果的でもないことから、上記2(1)の三つの視点に基づき、重点を置いて取り組むべき国・地域を選定し、限られた政策資源を集中投下することが重要である。その際、国際秩序の維持・強化の視点から、G20に参加するグローバルサウスの国々（ブラジル、インド、インドネシア、南ア等）は、その対象に含まれるべきである。

第三に、連携相手国・地域が直面している社会課題を把握し、その解決に共に中長期的に取り組むべく、相手国の経済発展戦略（国・地域によっては、国家レベルの戦略ではなく、一部地域の発展戦略やグリーントランスフォーメーション（GX）など特定分野の戦略となる場合も想定。以下同じ）の策定段階

から官民が連携して関与し、いわゆる「オファー型協力」<sup>9</sup>を行っていく必要がある。

第四に、具体的なプロジェクトを推進するにあたっては、資源・エネルギーの賦存状況やサプライチェーンの構築等を念頭に、必ずしも国の枠に拘らず、それを超えて点よりも線や面を意識<sup>10</sup>する必要がある。

第五に、グローバルサウスの国々とは、パートナーとして対等な目線に立って連携を進める必要があることは言うまでもなく、その点を徹底してこそ、「日本ならではの」連携強化のあり方が見えてくるものと考えられる。その際、日本は、政府開発援助（ODA）等を通じてグローバルサウスの国々との間で構築してきた信頼関係を活かし、中長期的な視座に立って、双方が裨益するような取組みを弛まずに継続していかなければならない。また、G7唯一のアジアの国として、グローバルサウスの国々の考えを他の先進諸国に伝えていく役割が求められる。

第六に、グローバルサウスの国々に対しては、民主主義などの価値の共有を求めるのではなく、上記2（1）の三つの視点に基づき広く連携を強化していくことが日本の国益に適う。

第七に、グローバルサウスの潜在的な成長性や国際的な地位の向上を背景に、諸外国は日本を上回るスピード感をもって連携を強化していることに留意すべきである。こうした中、日本がグローバルサウスの国々に寄り添い、彼らが抱

---

<sup>9</sup> 2023年6月に閣議決定された開発協力大綱において、わが国の外交の最も重要なツールの一つである開発協力を一層効果的・戦略的に活用するための方策として、新たに打ち出された施策の一つであるが、ここでは、「相手国との対話と協働を通じて、各国に適した国毎の支援の方策を編み出し、共にその実現を図っていく共創による協力」（「オファー型協力を通じて戦略的に取り組む分野と協力の進め方『パートナーとの共創のためのオファー型協力』」）（2023年9月外務省）との考え方を指し、その対象を開発協力に限定せずに使用している。

<sup>10</sup> 南米のメルコスール、アフリカの南部アフリカ開発共同体（SADC）等の地域経済共同体等を活用することなどが考えられる。また、資源・エネルギーが内陸部に賦存している場合、積み出し港までのルートを確保する必要があるため、点ではなく、線や面でプロジェクトを組成していく必要がある。



える社会課題の解決に向けて、いかに魅力的かつ実効的な提案ができるか。その点が「必要とされる国」となるための鍵を握っている。

### 3. 連携強化のためのツール

対象国・地域の実情に合わせて以下のツールを有機的に組み合わせて連携を強化すべきである。

#### (1) 総理等のトップ外交

総理や大臣による外遊、要人の日本への招へいなど、相手国・地域との対話や交流の機会を増やすとともに、それらの機会に日本企業が参加・関与する可能性を併せて追求すべきである。

2024年はG20議長国がブラジル、APEC議長国がペルーであることから、中南米が連携強化のためのトップ外交の重要な対象となる。2025年はG20議長国が南アフリカ、3年に一度のアフリカ開発会議(TICAD)が日本で開催されることから、アフリカを主要な対象とすることが期待される。

#### (2) 官民フォーラムの開催

昨年、経団連は、質の高いインフラシステムの海外展開を促進する方策の一環として、相手国・地域が直面している社会課題を把握し、その解決に共に中長期的に取り組むべく、日本と相手国・地域の官民が一堂に会し、日本が有する技術・製品・サービス等を紹介・提案する官民フォーラムを開催することを提言した<sup>11</sup>。そのようなフォーラムの開催は、相手国・地域の経済発展戦略の策定段階において、彼らが直面している社会課題の解決のために日本および日本企業としてオファー可能な協力内容を示すことによって、具体的な協力案件につながっていくことが期待される。また、フォーラムを定期的を開催することによって、案件のフォローアップ体制を構築することも考えられる。

---

<sup>11</sup>「戦略的なインフラシステムの海外展開に向けてー2022年度版」(2023年3月14日)参照

このようなフォーラムの開催および定期化は、相当の資源を要することから、対象国・地域やテーマを限定するのが現実的である。例えば、既に閣僚会合や首脳会合の実績のあるアジア・ゼロエミッション共同体（A Z E C）を官民フォーラムを活用して、さらに具体的に推進することが考えられる。また、インドなどグローバルサウスの代表的な国を選択して実施することも一案である。加えて、国際開発金融機関等が提供するマルチでのフォーラムの場を日本が有する技術・製品・サービス等を紹介・提案するために有効活用することも考えられる。

### （3）質の高いインフラシステムの展開

経団連提言「戦略的なインフラシステムの海外展開に向けてー2022 年度版」（2023 年 3 月 14 日）で提言した質の高いインフラシステムの海外展開に必要な以下の 10 の施策〔上記（2）の「官民フォーラムの開催」を含む〕は、グローバルサウスとの連携強化にとっても有効と考えられる。

<質の高いインフラシステムのメリットを説明・発信、客観的に訴求する>

- ① 総理・閣僚によるトップセールス等
- ② 官民フォーラムの開催
- ③ 質の高いインフラシステムの国際認証制度の活用

<ホスト国・地域のソフト・インフラ整備を支援する>

- ④ ガバナンス構築、人材育成等

<ホスト国・地域の戦略・ニーズに見合う技術・製品・サービスを提供・運営管理する>

- ⑤ 社会課題の解決に向けた戦略・ニーズの的確な把握
- ⑥ O&M に対する支援

<旺盛な資金需要と高まるリスクに対応する>

- ⑦ ファイナンス支援とリスク軽減措置の拡充

<市場の創出・形成に向け法制度やルールの整備等を働きかける>

- ⑧ 法制度やルールの整備
- ⑨ 国際標準化の推進

<甚大なリスクの顕在化に備える>

- ⑩ 有事への迅速かつ柔軟な対応を可能とする体制整備

また、他のG7参加国・地域と協力して、開発途上国および中所得国における持続可能で質の高いインフラ開発を支援すべく、「グローバルインフラ投資パートナーシップ」(PGII)<sup>12</sup>を推進すべきである<sup>13</sup>。

なお、グローバルサウス諸国のインフラ・プロジェクトについては、ファイナンス上の課題に加えて、技術的に日本企業が参入しにくい仕様となることが少なくない。こうした事態を避けるため、質の高いインフラ原則<sup>14</sup>に基づく入札が行われるよう支援することも重要である。

#### (4) 経済協定の締結等

##### ① 経済連携協定・自由貿易協定 (EPA/FTA) 等

経済関係を包括的に拡大・深化させるツールとしてEPA/FTAがある。日本は、既に貿易総額の8割を上回る貿易相手国とEPA/FTAを締結しているが、中東、アフリカは空白地域となっており、南米も一部の国<sup>15</sup>に限られているのが現状である。これら地域は食料・資源・エネルギーが豊富であり、特にメルコスールとのEPAの早期交渉開始、湾岸協力会議(GCC)とのFTAの早期交渉再開が期待される。確実に人口増が予測されるアフリカにおいては、アフリカ大陸自由貿易圏(AfCFTA)の進展を睨みながら、既存の二国間投資協定を土台にEPA/FTA締結の可能性を探る必要がある。これら地域とのEPA/FTAの締結を通じて、既にこれらの地域とEPA/FTA

---

<sup>12</sup>G7エルマウ・サミット(2022年6月)で立上げ。2027年までに最大6000億米ドルを投資する計画

<sup>13</sup>「B7東京サミット共同提言」(2023年4月20日)

<sup>14</sup>質の高いインフラ投資に関するG20原則。2019年6月に日本が議長国を務めた大阪サミットでG20参加国により承認。①開放性・透明性、②ライフサイクルコストを考慮した経済性、③債務持続可能性などが要素。調達に関しては、「インフラ・プロジェクトが、価格に見合った価値(value for money)を実現し、安全であり、効果的であることを確保し、それにより当初想定された利用法から逸脱しないようにするため、調達における開放性と透明性が確保されるべき」とされている。

<sup>15</sup>ペルーとチリはCPTTP締結国であり、日本と二国間EPAを締結済み。コロンビアについてはEPA交渉中

を締結している他国との間の競争条件を是正することは、わが国企業の事業活動の活性化を通じて当該地域との連携を強化する上で急務である。

加えて、新しい経済枠組みであるインド太平洋経済枠組み（IPEF）におけるサプライチェーン協定など、緊急時においても信頼できるパートナーとのサプライチェーン構築やクリーン経済分野での協力などに向け、積極的に取り組んでいくことも重要である。

## ② 投資協定

投資協定は、海外に投資を行う企業や投資した財産を保護するための協定であり、投資先国で直面する様々な問題を解決する手段の一つとして有効である。また、送金の自由の保障や外資規制の透明性の向上に関する規定等を通じて、投資先国のビジネス環境の改善につながる効果が期待できる。こうした投資協定の効果を考慮すれば、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン（成果の検証と今後の方針）」（2021年3月）<sup>16</sup>が示すとおり、中南米やアフリカを中心に投資協定締結を進めるべきである。また、ウクライナの経済復興を推進する観点から、本年2月に発表された同国との投資協定の見直し交渉を着実に進めるべきである。

## ③ 租税条約

投資交流の促進と二重課税の排除という租税条約の目的を貫徹すべく、使用料・配当・利子に係る源泉税の一層の減免を実現し、可能な限りOECDモデルに近づける方向で、改定および新規締結交渉を推進すべきである<sup>17</sup>。あわせ

---

<sup>16</sup> 総務・法務・外務・財務・農林水産・経済産業・国土交通の7省によるアクションプラン

[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/investment/actionplan-kensho.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/investment/actionplan-kensho.pdf)

<sup>17</sup> 経団連「令和6年度税制改正に関する提言」（2023年9月12日）参照。同提言で改定国に挙げられているグローバルサウスの国々は、アジアでは、インド、タイ、インドネシア、ベトナム、フィリピン、マレーシア、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ。中南米では、ブラジル、メキシコ。中東では、サウジアラビア、クウェート。新規締結国に挙げられている国は、アジアでは、カンボジア、ラオス、モンゴル、ネパール、ミャンマー。大洋州ではパプアニューギニア。中南米では、パナマ、ベネズエラ、ボリビア、グアテマラ、エルサルバドル、ドミニカ共和国、ホンジュラス。アフリカでは、ケニア、ナイジェリア、ガーナ、モザンビーク、エチオピア、セネガル、

て、B E P S 防止措置実施条約 (M L I)、適格当局間多国間合意 (M C A A) への各国・地域の積極的な参加について、O E C D等を通じて働きかけるべきである。

#### ④ 社会保障協定

社会保障協定は、保険料の二重負担を防止するとともに、締結国の年金制度への加入期間を通算し、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくすることによって、締結国間において、人的移動を円滑化し、交流を促す効果を有する。こうした協定の効果を考慮すれば、既に日本企業の進出が一定程度進んでおり、かつ、今後、当該国から日本に移住、定着する者が増えることが想定されるアジア諸国<sup>18</sup>との協定締結が求められる。

#### ⑤ 二国間クレジット制度 (J C M)

J C Mは、パートナー国へ優れた脱炭素技術・製品・サービス・システム・インフラ等を普及させ、当該国において対策を実施することを通じて、温室効果ガスの排出を削減・吸収するとともに、その結果を定量的に評価し、日本のN D C (Nationally Determined Contribution : 国が決める貢献) の達成に活用する仕組みである。日本と当該国にとって正に win-win の仕組みであり、グローバルサウスとの連携ツールとして有効である。

日本は、現在までに 29 か国と J C Mを署名しているが、パートナー国にはインド、マレーシア、ブラジル、南アフリカといった J C M活用の潜在性が高い国々が含まれていない。また、案件の形成・実施途上のものが非常に多く見られる中であって、政府一体的な推進体制を整備するとともに、公的支援をより使い勝手の良いものに改善・拡充し、J C Mプロジェクト・サイクルの実施を円滑化することが求められる<sup>19</sup>。

---

チュニジア、アンゴラ、ウガンダ、コートジボワール、ブルキナファソ、マダガスカル、タンザニア、コンゴ民主共和国。中東ではイラン。

<sup>18</sup> 日本は 2024 年 4 月 1 日現在、23 か国と社会保障協定を締結しているが、そのうち、アジア諸国は韓国、インド、フィリピン、中国の 4 か国にとどまる。特に、ベトナム、タイ、インドネシアとの社会保障協定の締結が期待される。

<sup>19</sup> 経団連提言「二国間クレジット制度 (J C M) の一層の活用に向けてパートナー国・地域の拡大と公的支援の改善・拡充を求める」(2023 年 11 月 6 日)

## ⑥ WTO改革

WTOは機能の回復・強化の必要性が叫ばれて久しいが、自由貿易を追求しながら、経済開発の水準が異なる締約国のニーズ・関心に沿って環境保護にも努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用することを設立目的としており、グローバルサウスにとって、その機能は重要である。グローバルサウス諸国の加盟申請が続いていることはその証左である。日本としては、グローバルサウスと連携を強化して、WTO改革に向けて一層の努力を傾注すべきである<sup>20</sup>。

### (5) 国際ルール・国際標準の形成

グローバルサウスのなかでも、特にインドやASEANなどの国・地域と連携し、彼らのニーズをくみ取ったルールを国際的に広めていく、あるいは、G7諸国などとルールを形成する際に、グローバルサウスの国・地域の意見を反映することによって、汎用性の高い国際ルールを形成することが考えられる<sup>21</sup>。

また、グローバルサウスの一国で採用した規格を他のグローバルサウスの国でも採用することとすれば、インフラシステムの円滑な導入に資するとともに、国際標準化が期待できる。

さらに、グローバルサウス各国においては、データローカライゼーションの動きが顕著になってきている。それらを防ぐためには、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）に関する国際ルールづくりを急ぐと同時に、データローカライゼーションが日本からの投資や現地における事業活動に及ぼすマイナスの影響などを訴え、措置の緩和・撤廃を働きかける必要がある。

---

<sup>20</sup> WTO改革に関する経団連の考え方については、「第12回WTO閣僚会議に期待する」（2021年9月14日）参照。

<sup>21</sup> 例えば、トランジションファイナンスやAIガバナンスに関するルール作りなど

## (6) 第三国との協力

グローバルサウスの国・地域と連携を進めるにあたって、日本一国で出来ることは限られることから、当該国・地域と密接な関係を有する第三国、あるいは日本と同様の課題を抱える第三国と協力することは効果的と考えられる。

### ① 第三国と協力して市場を開拓

日本単独では市場開拓が難しいグローバルサウスの国・地域において、当該国・地域に強みを持つ第三国企業と協力して市場を開拓することは有効である。こうした取組みを、先般、外務省が打ち出した在外公館ネットワークと外務本省ネットワークを有機的に結合させた「共創プラットフォーム」<sup>22</sup>や関係機関の現地事務所等を通じて日本政府が側面支援することが考えられる。

例えば、アフリカにおいて、欧州やトルコの企業と協力する、東部を中心にアフリカに多くのディアスポラを有するインドの企業と協力することが考えられる。

### ② 第三国と協力して資源等を共同調達

日本がグローバルサウスの国々から食料・資源・エネルギーを輸入するにあたり、買い負ける、あるいは他国に比較して高い価格で購入するような事態を回避するため、第三国と共同調達することを検討すべきである。

例えば、同じく食料・資源・エネルギーを海外に依存する韓国と協力することが考えられる<sup>23</sup>。

### ③ 第三国等と協力してファイナンスを供与

日本の海外投融資・保険・援助機関のみでは単独でファイナンスを供与できない国・地域に対して、第三国の同様の機関や国際開発金融機関（MDBs）と協調してリスクマネーを供給することによって、事業機会を拡大するとともに、第三国の海外投融資・保険・援助機関が有する専門的な知見・経験と人脈

---

<sup>22</sup> 経団連における上川外務大臣の講演（「新しい経済外交のフロンティア」）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_00473.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00473.html)

<sup>23</sup> 深川由紀子 21世紀政策研究所研究主幹・早稲田大学政治経済学術院教授「研究主幹に聞く：日韓関係の再構築に関する研究プロジェクト『日韓関係の未来へ向けた展望』」経団連 21世紀政策研究所「21PPI News Letter No. 88」（2023年10月）参照

をプロジェクト組成やプロジェクト履行段階の課題対応においても活用することが考えられる。特に、MDBsは、各地域において長年にわたり開発に携わり、専門性や情報を有している。グローバルサウスにおける案件形成にあたり、MDBsのこうした知見・経験等を活用することが重要である。

#### ④ 第三国と協力して規格・ルールを横展開

例えば、鉄道の線路幅、橋梁の強度等の規格やDFFTに関するルール、質の高いインフラ原則に基づいた調達ルールについて、第三国と協力してグローバルサウスの国・地域における採用を促していくことが考えられる。その際、OECD等の国際機関を活用することも有益である<sup>24</sup>。

#### (7) ファイナンスの拡充

グローバルサウスの国々における事業には、民間企業では背負いきれないリスクが存在する場合がある。日本がこうした国々との連携を進めるためには、国際協力機構（JICA）や国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）、海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）、海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）によるODAや出融資等が重要な役割を果たす。変化の激しい国際環境において、リスクも多様化・流動化するなかにあつて、グローバルな事業展開において果敢に挑戦する企業のリスク対応能力を下支えすべく、これらの機能を拡充するとともに、各支援措置の柔軟な運用、手続きの簡素化・迅速化を期待する。また、案件の初期段階ではODAによる資金協力等を行い、それに続く拡大段階ではJBICやMDBsなどがファイナンスを提供するなど、ファイナンス機関間の有機的な連携や、ODAの供与と貿易保険を必要に応じてセットにするなど、わが国・政府関係機関が有する複数のファ

---

<sup>24</sup>OECDでは、例えば、非加盟国を含む140か国以上が参加する包摂的枠組みを形成し、経済界の意見を踏まえながら国際課税ルールづくりを推進



イナンス機能を柔軟に活用できるようにすべきである。案件の川上、即ち事業計画の策定段階からの支援も、引き続き拡充していくべきである<sup>25</sup>。

さらに、今後、ODA対象国から卒業していく国々等を念頭に、その発展する市場・活力を取り込む形で、新たな産業やビジネス機会を日本企業と共創していくことが重要になる。そこで、①日本にとって食料・資源・エネルギーの確保に繋がる事業、②日本企業の展開が、当該国・地域の技術力向上や現地とのネットワーク深化等を通じてビジネス機会の獲得を加速し、日本国内での新たな事業・サービスの創出にも寄与する事業等を対象に、日本企業によるリスク対応能力を高めるための公的施策が求められる。具体的には、ファイナンス機能の強化とともに、事業展開のための実証や施設・設備の実装に向けた支援策が考えられる。

#### (8) スタートアップの振興

グローバルサウスの国・地域におけるスタートアップ振興は、当該国・地域における社会課題の解決、新たな産業の育成、雇用の創出に貢献することが期待される。また、グローバルサウス各国の官民との連携は、日本のスタートアップにとっても海外展開の好機となり得る。

JICAのProject NINJA<sup>26</sup>やTSUBASA<sup>27</sup>を通じたグローバルサウスの国々のスタートアップ支援、日本貿易振興機構(JETRO)による国内スタートアップ向け海外進出支援<sup>28</sup>のほか、経済産業省の「J-Startup インパクト」に基づき、

---

<sup>25</sup>経済産業省「グローバルサウス未来志向型共創等事業」(2023年度補正予算)は、脱炭素等をはじめとする、グローバルサウスが抱える課題を解決することを通じて、グローバルサウス諸国の成長力をわが国に取り込み、日本国内のイノベーション創出、サプライチェーン強靱化等により、クリーンエネルギー、半導体、ヘルスケア等の国内産業活性化も目指すもの

<sup>26</sup> Next Innovation with Japan

JICAの開発途上国におけるビジネス・イノベーション創出に向けた起業家支援活動。開発途上国の起業家と日本企業とのマッチングや投資促進等を行う。

<sup>27</sup> Transformational Start Ups' Business Acceleration for the SDGs Agenda

JICAとIDB Labによる支援プログラム。日本のスタートアップ企業と共に、中南米・カリブ地域中南米・カリブ地域におけるSDGsへの貢献を目指す。

<sup>28</sup> [https://www.jetro.go.jp/services/j\\_startup.html](https://www.jetro.go.jp/services/j_startup.html) 等

グローバルサウスの国々の社会課題の解決に資する日本のスタートアップ向け支援を拡充することも考えられる。また、グローバルサウスの国々のソブリンウェルスファンドと連携したスタートアップ投資の拡大や、(7)で記載した各種ファイナンスツールの運用・手続きがスタートアップにとって使いやすいものとなるよう改善されることが期待される。

### (9) プロジェクトの継続的支援

グローバルサウスにおける社会課題を解決するためには時間をかけた取り組みが不可欠であることから、新たな投資の促進に加えて、既に日本企業がグローバルサウスの国々で推進しているプロジェクトが、中長期に亘って適切に実施されることが重要である。日本企業にとって予測不可能な理由で既存案件が完了に至らないケースが散見されるような場合、新規投資も滞るという悪循環につながる事態も想定される。

そこで、日本企業によるプロジェクト実施にあたり、不測の事態が起きた場合の日本政府による支援（例：プロジェクトの円滑な推進にかかる相手国政府への働きかけ、ODA事業実施に必要な相手国政府の予算確保に向けた働きかけ、在留邦人保護など）が行われることが重要である。

日本政府は、既に在外公館に「日本企業支援担当官」の配置やJETROの海外事業所における相談受付を行ってきており、また、「経済広域担当官」の設置も検討されるなど、対応がとられつつある。さらに、既出のとおり、在外公館が有するネットワークと外務省本省が有するネットワークを有機的に結合させ、関係するすべてのステークホルダーが緊密に情報交換を行い、オールジャパンとして、より効果的に連携できる体制、即ち「経済外交強化のための『共創プラットフォーム』」を構築する方針が打ち出されている<sup>29</sup>。これらに加えて、グローバルサウスの国々で企業が直面する問題への対処には、様々なアプローチが必要になると想定されることから、内閣官房に設置された海外ビジネス投

---

<sup>29</sup> 再掲。経団連における上川外務大臣の講演（「新しい経済外交のフロンティア」）  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_00473.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00473.html)

資支援室（G B I S室）を中心に各省庁・各政府関係機関が連携し、横断的に対応することが強く望まれる。

### （10）法整備等の支援

昨年のG7広島サミットにおいて、G7首脳および招待国等の首脳との間で認識を共有したように、主権・領土の一体性の尊重といった国連憲章の原則を遵守することなどと並んで、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜くことは、企業活動を展開する上でも極めて重要である。

この点、グローバルサウスには、法の支配が確立されていない国が多いのが現実であり<sup>30</sup>、それらの国々において法の支配を強化することが求められる。そうした取組みの一環として、EPAにおけるビジネス環境整備委員会やODAの法制度整備支援等を通じ、グローバルサウスの国・地域における法制度の整備を促すとともに、行政手続の運用改善や人材の育成を図ることが期待される。法整備が進んだ段階では、それを運用する人材が必要であり、また、将来的に自国の法律を策定することができる人材を育成する必要があることから、そうした人材の養成を日本として支援すべきである<sup>31</sup>。

### （11）人材の交流

グローバルサウス諸国の中には欧米先進国で高等教育を受けた高度人材を多数輩出している国もある。少子高齢化が進む日本が、国内外で活力を維持するためには、そうした高度人材を含む多様性の確保がますます重要になってきている。同時に、グローバルサウス諸国から日本への留学生や研修生の受入れなどを一層促進することは、将来に亘る連携強化にとって有益である。

---

<sup>30</sup> 「法の支配インデックス 2023年版」参照

<https://worldjusticeproject.org/rule-of-law-index/global/2023/ranking>

<sup>31</sup> JICA等を通じた研修プログラムや東京国際法セミナーのほか、名古屋大学においては、2002年に設立された法政国際教育協力研究センターを中心に、法整備支援関係教育を実施

#### 4. 主要国・地域別の方針策定

上記2、3に基づき、主要国・地域別に方針を策定すべきである。その際、以下の内容を盛り込むべきである。また、それら方針については、時間軸を決めて、政府として責任をもって実行することが重要である。加えて、グローバルサウスに関する他国の動向を注視し、それらをも踏まえ、適宜見直す必要がある。

##### (1) アジア

###### ① インド

世界最多の人口を有し、2023年に「グローバルサウスの声サミット」を主催するとともに、G20サミットの議長を務めるなどグローバルサウスの盟主とも言えるインドとの連携強化は最も重要な課題であり、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）を実現する上でも不可欠である。

また、バングラデシュについては、2026年11月の後発開発途上国（LDC）卒業を視野に入れ、本年3月、EPA交渉の開始が決定されたところ、南アジア地域全体の発展という観点から、連携を強化していく必要がある。

- 日米豪印（QUAD）やインド太平洋経済枠組み（IPEF）を通じて、ワクチン、インフラ、気候変動、重要・新興技術、サプライチェーン、グリーン経済等の分野で協力を推進し、FOIPの実現に貢献する。
- 日本インドEPA（2011年発効）を改訂し<sup>32</sup>、経済関係を一層強化する。
- 日本インド租税条約（1989年発効、2006年および2016年改正）を改正し、インドの投資環境を改善する<sup>33</sup>。

---

<sup>32</sup> 具体的には、①インドの関税（乗用車100%、二輪100%、エアコン20%、自動車部品15%等）の削減・撤廃、②インド側の通関手続きの簡素化・迅速化・利便性向上、③インド側の知的財産制度の改善、④デジタル章の新設。なお、韓国はインドとのFTAについて、既に改訂交渉入り

<sup>33</sup> 具体的には、①同租税条約第12条で規定されている使用料の適用範囲からの「技術上の役務の提供に関する料金」の削除、②使用料・技術上の役務提供の対価に対する源泉税率10%の減免・撤廃が求められる。

- JCMを速やかに締結し、インドの温室効果ガスの削減を促進するとともに、日本のNDC達成に貢献する。
- 人口増加に伴い市場の拡大が確実に見込まれるインドへの直接投資を促すべく、税制の一貫性を含めた行政手続きの透明性の確保や司法手続きの迅速化、物流を中心としたインフラの整備などビジネス環境の改善を求めていく。
- インドが抱える社会課題を解決すべく、「官民フォーラム」を開催し、インドの各種戦略の策定段階から関与していく。
- 政府関係機関によるリスクマネーの供給などを通じ、インド企業等と連携してアフリカの市場開拓を側面から支援する。

## ② ASEAN

成長著しく、2026年には名目GDPで日本を上回るとの予測もあるASEANとの連携強化は不可欠である。他方、ASEANに関しては、昨今、各国企業が進出を拡大し、競争が激化しており、今後も「必要とされる日本」であり続けるための取組みが、ますます重要になっている。とりわけ、G20参加国であり、OECDへの加盟協議を開始した、豊富な資源を有するインドネシアとの関係強化は重要である。

- 日ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)やASEAN各国と日本との二国間のEPA、CPTPP、RCEP協定等の既存のEPA/FTAの着実な履行を促すとともに、将来におけるアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現をも念頭に、関税譲許やルール作りの双方において更に高いレベルの自由化・規律を目指す。また、IPEFを通じたサプライチェーン、クリーン経済等の分野での協力を推進する。
- 日本が強みとする環境分野における技術力と知見・経験を活用することで、AZECパートナー国の実情に応じたエネルギー・トランジション、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、外需を取り込むことによって、日本の経済成長につなげていく。

- ASEANタクソミー<sup>34</sup>の改訂等にあたり、ASEANの実情に合わせ、トランジションを推進する内容とすべく、シンガポール等との連携可能性を探る。
- アンモニア等の新たなエネルギー資源の確保という観点から、インドネシアやマレーシア等との取組みを促進する。さらに、AZECの枠組みを活用し、水素や再生可能エネルギーの導入にあたり必要となる制度設計の整備を支援する。
- 社会保障協定の締結ならびに高度専門職資格の相互承認などによって、ASEANとの間でグローバル人材が循環・活躍する環境を形成する。
- マレーシア等との間でJCMを速やかに締結する。
- 医薬品等のサプライチェーン構築のための環境整備、規制調和の推進等を通じて、高齢化が進む一方、医療体制が必ずしも十分でないASEANとの間でヘルスケア市場を形成する。特に規制調和については、日本政府が策定した「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」<sup>35</sup>による取組みを推進する。
- ASEANにおけるスマートシティ構築にあたり、「日ASEANスマートシティネットワーク官民協議会」(JASCA)<sup>36</sup>の取組みを促進する。
- アジア開発銀行(ADB)の案件において、日本企業の技術の活用を促進すべく、日本のコンサルタントの採用を働きかけるなど、連携を推進する。
- AZEC等の推進にあたっては、実践的な政策研究・提言を行う国際機関である東アジアASEAN経済研究センター(ERIA)の活動を促進する。

---

<sup>34</sup> 2021年11月10日、ASEANタクソミー委員会がASEAN域内の官民におけるサステナブルファイナンスを促進することを目指し初版を公表。2023年3月に改訂。

<sup>35</sup> 2019年6月20日に、健康・医療戦略推進本部が、アジアにおける医薬品・医療機器等のアクセス向上に資する規制調和等に向けた各種の取組みについてまとめたもの。

<sup>36</sup> 2019年10月に、日本が有するスマートシティを推進する技術や経験等について、ASEAN各国に対して積極的かつ持続的に情報発信するとともに、相手国との官民双方の関係構築を図るため設置された協議会。国土交通省を含む関係省庁や自治体、民間企業等が参画。

- 日本が強みを持つ製造業におけるGX・デジタルトランスフォーメーション（DX）分野での人材育成を進める。

## （2）中南米

特に人口3億人超、GDP3兆ドルに迫る巨大経済圏であるメルコスールは、日本から多くの工業品を輸入するとともに、多数の日系企業が事業活動を展開している重要な投資先である。また、日本は、鉄鉱石、リチウム等の鉱物資源に加えて、畜産に必要なトウモロコシ、大豆等の飼料をはじめ、多くの産品をメルコスールから輸入しており、食料・資源・エネルギーの安全保障の観点からも極めて重要な地域である。メルコスールの一角を占めるブラジルは本年のG20の議長国であり、2025年には国連気候変動枠組み条約第30回締約国会議（COP30）を開催することになっており、この二年間はブラジルとの関係を拡大・深化する好機である。

- メルコスールとのEPAは、ブラジルがG20議長国を務めている本年中に交渉開始にこぎつける。その実現の成否は、グローバルサウスとの連携強化の試金石である。
- ブラジル等との間でJCMを速やかに締結し、当該国の温室効果ガス削減を促進するとともに、日本のNDC達成に貢献する。
- 巨大市場に隣接するメキシコには、中国等からの投資が拡大している。米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）のレビューを2026年に控えるなか、日墨EPAのビジネス環境整備委員会などを通じて、メキシコのビジネス投資環境の改善を引き続き訴え、日本企業による投資を促していく。また、長年の課題である社会保障協定を締結する。
- ブラジル、メキシコに次ぎ中南米第三位の人口を擁し、また、地域経済連合「太平洋同盟」のメンバー国であるコロンビアとの間で質の高いEPAを早期に締結する。

### (3) アフリカ

アフリカは、豊富な資源を有し、人口の増加、とりわけ中間所得層の拡大が期待されるなど、大きな可能性を秘めている。その可能性を十分に発揮するためには、アフリカにおいて、①道路、港湾、空港、電力、水道などハード・インフラ、②自由貿易協定、投資協定などの締結を通じたビジネス環境の改善、即ちソフト・インフラ、③アフリカにおける重層的な人材の育成、即ちヒューマン・インフラ、これら三つのインフラを並行して整備することが不可欠である。そして、アフリカが直面する社会課題をアフリカの人々とともに解決し、アフリカ連合（AU）が掲げる長期ビジョン「Agenda 2063」や国連のSDGsの達成に貢献することが重要である。

また、アフリカの一部においては、規制が少ないことなどを背景にデジタル技術の実装が進んでいる。こうした環境を活用し、アフリカでデジタル技術を活用したサービスの実証を行い、アフリカでのビジネス展開への足掛かりとすること、それらで得られた知見・経験を日本でのサービス展開に活用することが考えられる。

2025年は、南アフリカがG20の議長を務めるとともに、TICADが横浜で開催されることから、アフリカ諸国との関係を拡大・深化させる好機である。

- TICADの実効性を高めるべく、①アフリカ経済戦略会議を総理主宰に改編する、②三年ごとのTICADを毎回日本で開催する、③一方、アフリカにおいてフォローアップ会合を開催する、④TICADプロセスに民間を一層関与させる。
- 日本企業の投資集積国に加えて、アフリカ地域経済共同体（RECs）を通じた関係強化を図る。その一環として、上記③のアフリカにおけるTICADフォローアップ会合をRECs単位で開催することを検討する。また、いずれかのRECとの間で「官民フォーラム」を開催し、同地域の社会課題の解決に向けて経済発展戦略の策定段階から関与していく。
- エジプト、南アフリカ等との間でJCMを締結し、これら諸国の温室効果ガス削減を促進するとともに、日本のNDC達成に貢献する。



- アフリカのスタートアップと日本企業との連携推進、日本のスタートアップによるアフリカの社会課題解決を通じたアフリカ市場の開拓を促進する。
- アフリカ健康構想<sup>37</sup>等の下、SDGsの実現にもつながるユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成を目指して、アフリカにおけるヘルスケアシステムの構築に取り組んできたところ、感染症対策を含む医療・保健・公衆衛生分野における取組みを一層推進する。

#### (4) 中東

特に湾岸協力会議（GCC）諸国は、日本が輸入する原油の9割超、天然ガスの約1割を供給しており、エネルギー安全保障上、死活的に重要である。また、わが国にとって、GCCは世界第4位の貿易相手地域であり、極めて重要な市場である。一方、GCC諸国は、経済の化石燃料への過度な依存から脱却し、産業多角化やカーボンニュートラルの実現を目指しており、これらに伴う膨大なインフラ需要が生まれている。

中東・欧州・中央アジア・コーカサス地域の結節点に位置するトルコは、これらの市場を見据えた生産・輸出基地として、また地政学上も重要な国である。また、アフリカ市場を見据え、日本企業がトルコ企業と連携することも考えられる。

- 2009年以降交渉が中断している、GCCとのFTA交渉を本年中に再開し、早期に締結することによって、関税撤廃、投資・サービス・電子商取引の自由化などのビジネス環境の改善、貿易・投資の拡大につなげていく。その際、2021年以降、韓国、インド等との二国間のFTA交渉を積極化させているUAEとの二国間交渉の道も並行して追求すべきである。
- 中東には、肥満や生活習慣病など先進国同様の医療課題が顕在化している国もある。サウジアラビアでは、バイオ産業育成を進めており、ワクチン

---

<sup>37</sup> SDGsで掲げられているユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成への貢献を視野に、アフリカに適した持続可能なヘルスケアの構築を目指して日本政府が提唱するイニシアティブ

製造等を強化している。こうした医療課題の解決に向けて、関連分野の人的交流を促進する。

- イスラム開発銀行と J B I C、N E X I や J I C A 等日本政府関係機関との連携を強化し、実証支援等を行うとともに、共同セミナー等を開催する。
- トルコと包括的で質の高い E P A を早期に締結する。

## (5) 中央アジア

中央アジアは、中国・ロシアおよびイラン・アフガニスタン等に囲まれており、地政学的に重要である。また、豊富なエネルギー・鉱物資源を有するほか、将来的な人口増加や高い経済成長が見込まれる国もあり、市場としての潜在性を有している。加えて、近年、ロシアを経由しない欧州・アジア間の代替ルート（カスピ海ルート）としても注目されている。従来、ODAや資源・エネルギー分野を中心とする投資を通じて同地域との経済関係を構築してきたが、わが国企業の進出は多いとは言えないのが現状である。

- 日本が強みとする防災分野に加え、環境分野における技術力と知見・経験を活用することで、中央アジアにおけるカーボンニュートラルとエネルギー・トランジションの実現を支援するとともに、日本の経済成長につなげていく。
- 内陸国固有の物流上のアクセスの困難さや、複雑な許認可等について、政府間対話や在外公館等を通じて改善を働きかける。
- 官民双方における対話機会の増大、情報収集の強化を通じて、中央アジアの国々が有する課題・ニーズを把握し、具体的な協力案件につなげていく。

以 上